

# 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名：

受験者名：

## 【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。  
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載してください。

1. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。

【     】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

【     】

3. 旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

【     】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の連続運転時間は、5時間を超えないものとしなければならない。

【     】

5. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止した時は、遅滞なく、その旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

【     】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

【     】

7. 旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。

【     】

8. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

【 】

9. 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときには、被相続人の死亡後60日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【 】

10. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

【 】

11. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。

【 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

【 】

13. 自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

【 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。

【 】

15. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

【 】

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、記号を( )に記入してください。

16. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地( )その営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。

[ ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく ]

17. 旅客自動車運送事業者は、( )歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

[ ア. 60 イ. 65 ウ. 70 ]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを( )の日から一年間保存しなければならない。

[ ア. 運送申し込み イ. 運送引き受け ウ. 運送終了 ]

19. 自動車の( )は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

[ ア. 運転手 イ. 所有者 ウ. 使用者 ]

20. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、( )以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[ ア. 十五日 イ. 三十日 ウ. 六十日 ]

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、( )及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

[ ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離 ]

22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。)により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び( )について報告を求めなければならない。

[ ア. 運賃収入 イ. 運行状況 ウ. 健康状態 ]

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する( )の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。

[ ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法 ]

24. 一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。

- ①事業報告書 : 報告期間( )に係るもの 提出時期( )  
②輸送実績報告書: 報告期間( )に係るもの 提出時期( )

- ア. 毎事業年度の経過後100日以内 イ. 毎年5月31日まで  
ウ. 毎事業年度の経過後120日以内 エ. 毎年7月31日まで  
オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間 カ. 毎事業年度  
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間 ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

25. 旅客自動車運送事業者の運転者に関する要件は、次のとおりとする。

- ・( )歳以上であること。
- ・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して( )以上であること。
- ・運転する事業用自動車の種類に係る( )に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。

- ア. 一九 イ. 二十 ウ. 二十一 エ. 二十二 オ. 二十三 カ. 二十五  
キ. 一ヶ月 ク. 三ヶ月 ケ. 六ヶ月 コ. 九ヶ月 サ. 一年 シ. 三年  
ス. 五年 セ. 道路交通法 ソ. 道路運送法 タ. 旅客自動車運送事業運輸規則  
チ. 道路運送法 ツ. 道路運送車両法

26. 業務の必要上、勤務の終了後継続した( )時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数( )分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。  
この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続( )時間以上、合計( )時間以上でなければならない。

- ア. 8 イ. 16 ウ. 6 エ. 65 オ. 13 カ. 11 キ. 52  
ク. 2 ケ. 14 コ. 3 サ. 72 シ. 10 ス. 5 セ. 9 ソ. 40  
タ. 4 チ. 7 ツ. 71.5 テ. 44 ト. 15 ナ. 70

27. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。  
道路運送車両法は、道路運送車両に関し、( )についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び( )その他の環境の保全並びに整備についての( )を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

- ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全  
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離 サ. 重大な事故  
シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続 タ. 営業所 チ. 公害の防止  
ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護 ナ. 乗務員の服務

・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、記号を( )に記入してください。

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び( )の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の( )に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。

29. 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ( )に運輸を遂行するように努めなければならない。

30. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の( )の確保のために遵守すべき事項及び( )についての規律を定めなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

ア. 運行の安全    イ. 乗降装置    ウ. 天候    エ. 定期日    オ. 適切な時期  
カ. 地点    キ. 幅員    ク. 灯火装置の点灯    ケ. 交通    コ. 点検    サ. 状態  
シ. 異音    ス. 迅速    セ. 事故    ソ. 登録基準    タ. 丁寧    チ. 走行距離  
ツ. 乗務員のサービス    テ. 継続    ト. 技術の向上

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(回答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載しなさい。

1. 道路運送法関係法令には、一般貸切旅客自動車運送事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7)

【 ○ 】

2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。(道路運送法第22条の2)

【 ○ 】

3. 旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。(旅客自動車運送事業運輸規則第24条、運輸規則の解釈及び運用)

【 × 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の連続運転時間は、5時間を超えないものとしなければならない。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項)

【 × 】

5. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止した時は、遅滞なく、その旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。(道路運送法第38条)

【 × 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

【 × 】

7. 旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

【 × 】

8. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。(道路運送法第25条)

【 ○ 】

9. 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときには、被相続人の死亡後60日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第37条)

【 ○ 】

10. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条)

【 × 】

11. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)

【 × 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第35条)

【 ○ 】

13. 自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。(道路運送法第95条)

【 ○ 】

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。(道路運送法第36条)

【 × 】

15. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第21条)

【 ○ 】



・以下の各設問の( )内に、正しいと思う語句を[ ]から選択し、( )に記入してください。

16. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地( **ア: のいずれもが** )その営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。(道路運送法第20条)

[ ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく ]

17. 旅客自動車運送事業者は、( **イ: 65** )歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条)

[ ア. 60 イ. 65 ウ. 70 ]

18. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを( **ウ: 運送終了** )の日から一年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第2項)

[ ア. 運送申し込み イ. 運送引き受け ウ. 運送終了 ]

19. 自動車の( **ウ: 使用者** )は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。(道路運送車両法第47条の2)

[ ア. 運転手 イ. 所有者 ウ. 使用者 ]

20. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、( **イ: 三十日** )以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。(自動車事故報告規則第3条)

[ ア. 十五日 イ. 三十日 ウ. 六十日 ]

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、( **エ: 運行距離** )及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)

[ ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離 ]

22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。)により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び( **イ: 運行状況** )について報告を求めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)

[ ア. 運賃収入 イ. 運行状況 ウ. 健康状態 ]

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する( **ウ: 道路運送車両法** )の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

[ ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法 ]

24. 一般貸切旅客自動車運送事業者が提出する下記の報告書の、報告期間と提出時期を下欄から選び、括弧内に記号を入れて下さい。

①事業報告書：報告期間( **カ：毎事業年度** )に係るもの 提出時期( **ア：毎事業年度の経過後100日以内** )

②輸送実績報告書：報告期間( **キ：前年4月1日から3月31日迄の期間** )に係るもの 提出時期( **イ：毎年5月31日まで** ) (旅客自動車運送事業等報告規則第2条及び次表)

- ア. 毎事業年度の経過後100日以内    イ. 毎年5月31日まで  
ウ. 毎事業年度の経過後120日以内    エ. 毎年7月31日まで  
オ. 毎年1月1日から12月31日迄の期間    カ. 毎事業年度  
キ. 前年4月1日から3月31日迄の期間    ク. 前年10月1日から9月30日迄の期間

25. 旅客自動車運送事業者の運転者に関する要件は、次のとおりとする。

- ・( **ウ：二十一** )歳以上であること。
- ・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して( **シ：三年** )以上であること。
- ・運転する事業用自動車の種類に係る( **セ：道路交通法** )に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。(道路運送法第25条、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令)

- ア. 一九    イ. 二十    ウ. 二十一    エ. 二十二    オ. 二十三    カ. 二十五  
キ. 一ヶ月    ク. 三ヶ月    ケ. 六ヶ月    コ. 九ヶ月    サ. 一年    シ. 三年  
ス. 五年    セ. 道路交通法    ソ. 道路運送法    タ. 旅客自動車運送事業運輸規則  
チ. 道路運送法    ツ. 道路運送車両法

26. 業務の必要上、勤務の終了後継続した( **ア：8** )時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数( **ク：2** )分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができる。

この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続( **タ：4** )時間以上、合計( **シ：10** )時間以上でなければならない。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ア. 8    イ. 16    ウ. 6    エ. 65    オ. 13    カ. 11    キ. 52  
ク. 2    ケ. 14    コ. 3    サ. 72    シ. 10    ス. 5    セ. 9    ソ. 40  
タ. 4    チ. 7    ツ. 71.5    テ. 44    ト. 15    ナ. 70

27. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

道路運送車両法は、道路運送車両に関し、( **ア：所有権** )についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び( **チ：公害の防止** )その他の環境の保全並びに整備についての( **カ：技術の向上** )を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。(道路運送車両法第1条)

- ア. 所有権    イ. 運行管理者    ウ. 出発地    エ. 保安基準    オ. 運行の安全  
カ. 技術の向上    キ. 火災    ク. 利益    ケ. 迅速    コ. 走行距離    サ. 重大な事故  
シ. 運営を適正    ス. 目的地    セ. 点検    ソ. 継続    タ. 営業所    チ. 公害の防止  
ツ. 適切な時期    テ. 公共の福祉    ト. 保護    ナ. 乗務員の服務

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び(ケ: 交通)の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の(サ: 状態)に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。(旅客自動車運送事業運輸規則第28条)
29. 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ(ス: 迅速)に運輸を遂行するように努めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第2条)
30. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の(ア: 運行の安全)の確保のために遵守すべき事項及び(ツ: 乗務員の服務)についての規律を定めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第41条)

ア. 運行の安全    イ. 乗降装置    ウ. 天候    エ. 定期日    オ. 適切な時期  
カ. 地点    キ. 幅員    ク. 灯火装置の点灯    ケ. 交通    コ. 点検    サ. 状態  
シ. 異音    ス. 迅速    セ. 事故    ソ. 登録基準    タ. 丁寧    チ. 走行距離  
ツ. 乗務員の服務    テ. 継続    ト. 技術の向上